

新潟県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

令和6年11月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第62号

新潟県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県核燃料税条例（令和6年新潟県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等)

第2条 条例第10条第1項及び第2項の申告書並びに同条第3項の修正申告書は、別記第1号様式によるものとする。

(申告納付期限の指定申請等)

第3条 価額割の納税義務者は、条例第7条第2項の取得原価が確定しないため発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月（条例第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日までに申告納付することができないときは、当該日の15日前までに別記第2号様式による核燃料税の申告納付期限指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、申告納付期限の指定の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(県税規則の適用)

第4条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号。以下「県税規則」という。）の適用については、県税規則第5条第1号中「県民税」とあるのは「県民税並びに核燃料税」と、県税規則別記第41号様式中「課税地域振興局」とあるのは「総務部税務課」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月15日から施行する。

(新潟県核燃料税条例施行規則の廃止)

2 新潟県核燃料税条例施行規則（令和元年新潟県規則第30号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則は、新潟県核燃料税条例（令和元年新潟県条例第2号）附則第5項の期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税の賦課徴収事務等の取扱いについては、前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第2条関係）

(その1)

申 告 書				
核 燃 料 税 価 額 割 修 正 申 告 書				
新潟県知事 様	年 月 日	※処 理事 項	発 信 年 月 日	精 査 検 算
			通 信 日 付 印	確 認 印
原子炉設置者の主たる事務所の所在地				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名				
法 人 番 号		∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴	∴ ∴ ∴
この申告の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担 当 者 名 電 話 番 号		
申告区分	摘 要	課税標準額	税 率	税 額
申告納付 額	申 告 額	円	/100	円
	納 付 年 月 日	年 月 日		
修正申告	修正申告額 (ア)	円	/100	円

納付額	当初申告額 (イ)	円	/100	円
	差引増差額 (ア) - (イ) (この申告による納付金額)	/		円
	増差税額納付年月日	年 月 日		
備考				

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「税額」欄は、税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。  
(その2)

価 額 割 の 課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書

原子炉設置場所		核燃料の炉内挿入年月日	年月日から 年月日まで
原子炉名		条例第4条第2項第1号又は第2号に定める日	年月日 (条例第4条第2項第 号該当)

課税対象核燃料 (新規挿入分)				課税対象とならない核燃料	挿入核燃料の合計体数
挿入核燃料の体数 (単価別区分)	核燃料の単価 ① (円/g u)	核燃料の重量合計 ② (g u)	取得価額 (課税標準額) ①×② (円)	再挿入分体数	
				/	/
合計 ③ 体	平均単価 円/g u	総重量 g u	総取得価額 円	④ 体	③+④ 体

記載要領

- この明細書は、発電用原子炉ごとに記載してください。
- 「新規挿入分」とは、初めて原子炉へ挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。
- 「再挿入分」とは、新規挿入分として課税された核燃料で再び炉内へ挿入されたものをいいます。

(その3)

申 告 書 核 燃 料 税 出 力 割 修 正 申 告 書				
新潟県知事 様	年 月 日	※処 理事 項	発 信 年 月 日	精 査 検 算
			通 信 日 付 印	
	原子炉設置者の主たる事務所の所在地			
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名				
法 人 番 号				
この申告の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担 当 者 名 電 話 番 号		
申告区分	摘 要	課税標準たる熱出力	税 率	税 額
申告納付 額	申 告 額	千 k W	円	円
	納 付 年 月 日	年 月 日		
修正申告 納付額	修正申告額 (ア)	千 k W	円	円
	当初申告額 (イ)	千 k W	円	円
	差引増差額 (ア) - (イ) (この申告による納付金額)	/		円

	増差税額納付年月日	年 月 日
備考		

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「税額」欄は、税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

(その4)

出力割の課税期間及び課税標準に関する明細書

原子炉設置場所	
---------	--

原子炉名				
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課税標準の計算	熱出力 ①	千kW	千kW	千kW
	課税期間の 月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②/3	千kW	千kW	千kW
備考				

原子炉名				
課税期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
課税標準の計算	熱出力 ①	千kW	千kW	千kW
	課税期間の 月数 ②	月	月	月
	課税標準たる熱出力 ①×②/3	千kW	千kW	千kW
備考				

課税標準たる熱出力 の合計	千kW
------------------	-----

記載要領

- 「課税期間」欄は、条例第6条に規定する課税期間を記載してください。なお、条例の施行の日の属する課税期間の初日については条例附則第3項の規定が、条例の失効の日の前日の属する課税期間の末日については条例附則第6項の規定がそれぞれ適用されます。
- 「熱出力」欄は、課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力を記載してください。また、1,000キロワット未満の端数は、切り捨ててください。
- 最初の申告又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定による熱出力の変更の許可後最初の申告の際には、条例第7条第3項に規定する熱出力を確認することのできる書類の写しを添付してください。
- 「課税期間の月数」欄は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月として計算した月数を記載してください。
- 「課税標準たる熱出力」欄の記載については、1,000キロワット未満の端数を切り捨ててください。
- 条例第6条第2項に該当する場合は、「備考」欄にその旨を記載するとともに、同項に定める期間を確認することのできる書類の写しを添付してください。

第2号様式（第3条関係）

核燃料税の申告納付期限指定申請書

新潟県知事 様	年 月 日	※処理事項	発信年月日	
				通信日付印
原子炉設置者の主たる事務所の所在地				
原子炉設置者の名称及び代表者の氏名				
法人番号				
この申請の担当部課名及び担当者の氏名		部 課 名 担当者名 電話番号		
下記のとおり申告納付期限の指定を受けたいので、新潟県核燃料税条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。				
原子炉名				
条例第4条第2項第1号又は第2号に定める日		年 月 日 (条例第4条第2項第 号該当)		
取得原価が確定している場合の申告納付期限		年 月 日		
指定を受けようとする申告納付期限		年 月 日		
申告納付期限の指定 を必要とする理由				

(注) ※印の欄は、記入しないでください。